

会 議 録

会 議 名	第1回米原市いじめ問題対策連絡協議会
開 催 日 時	平成26年11月5日(水) 午後7時～8時
開 催 場 所	米原市役所 山東庁舎 別館会議室2AB
出席者および欠席者	出席者：平尾道雄市長(会長)、菅野道英委員、内田浩司委員、武田次弘委員(代理：橋本博文生活安全課長)、西田弘委員、山本太一委員、膽吹満利子委員、梶本一孝委員、喜田和男委員、吉田待子委員、宮永房一委員、岩根孝典委員、河居郁夫委員、佐竹登志子委員、吉田正子委員、桂恵美子委員 米原市：要石総務部長、鏑田人権政策課長、岡田学校教育課長、土田人権政策課長補佐、北川主幹、伊藤主査、石田主事
議 題	【報告事項】 ① 米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例の概要について ② 米原市いじめ問題対策連絡協議会の組織等の概要について ③ 米原市立小中学校のいじめの現状について  【協議事項】 ① 米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について ② 米原市いじめの防止等のための基本方針の策定について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	協議事項である事業計画および基本方針の策定については、委員から特段の意見はなく、事務局案が承認された。 基本方針の策定については、今後パブリックコメント等の手続きを経て、平成27年4月の策定を目指す。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	詳細は別紙議事録のとおり。

会議の公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公 開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 一部公開または非公開とした理由 ( 米原市情報公開条例第7条第5号の規定による )
会議録の開示・非開示の別	<input type="checkbox"/> 開 示 <input checked="" type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：米原市情報公開条例第7条第5号) <input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等： )
全部記録の有無	会議の全部記録 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 録音テープ記録 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
担 当 課	総務部 人権政策課(内線91-121)

## 議 事 録

要石部長（司会）

平成 25 年 9 月、いじめ防止などの対策について、関係者の責任を明らかにし、社会総がかりでいじめ防止に努めることを目的とする「いじめ防止対策推進法」が施行された。

米原市においても、いじめの防止などの施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 26 年 10 月 1 日に米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例を施行し、本日第 1 回の会議を開催することとなったため、よろしくお願ひしたい。

《市長：委嘱状交付》※菅野委員に代表交付

平尾市長（開会挨拶）

今日の社会は、科学技術の目覚ましい発展、国際化、少子高齢化などにより、私たちがもっている価値観も含め、生活スタイルが多様化している。非常に複雑で激しい社会となっており、全国的にも、いじめ問題をはじめ、児童虐待、体罰の問題、自死の問題等の命に関わる悲惨な出来事が起こっている。

こうした中、米原市では、平成 24 年度から教育委員会の中に「米原市いじめ等対策推進本部」を設置し、いじめ問題に取り組んできた。大津市の事件をきっかけに、平成 25 年 9 月には国の方で「いじめ防止対策推進法」が制定され、地方公共団体は関係機関の連携を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができると定められた。このことを受け、平成 26 年 9 月議会で「米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を提案させていただき、本日連絡協議会の設置にいたった。これまで、いじめ問題は人の命や尊厳に関わる問題で、決して許されるべきではないと考え、市長就任以来、自らが先頭に立ち、問題解決に積極的に取り組みたいと考えてきた。

文部科学省が発表した、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果を見ると、平成 24 年度と比較しても、全国的に小中学校におけるいじめ問題の認知件数はわずかながら減少しているようであるが、滋賀県や米原市においては、この件数は大幅に増加している結果が示されている。米原市においても、多くの学校でいじめ問題が発生している現実がある。

本市では、平成 24 年度が小中学校合わせて 16 件、平成 25 年度には 36 件で、20 件の増加という結果が出ており、このようにいじめの認知件数が大幅に増加したことは、教職員が中心となり、重大な事態にならないよう小さな芽のうちから対応した結果であると同っている。しかし、一方で、この数字の裏には、多くの子どもたちがいじめに苦しんでいる現実があるのではないかと考えている。私たちは、この現実を真摯に受け止め、子どもたちの「いのち」と「安全」を守り、子どもたちが毎日、笑顔を決やさず夢のある未来が見られるように温かく見守り、育てる環境を築いていかなければならない。

委員の皆様におかれては、本市の子どもたちがいじめにあうことなく、健やかに成長できるよう、支援、協力をお願いするとともに、本協議会での活発な議論をお願いしたい。

《委員紹介（略）》

《過半数の委員が出席しており、協議会が成立している旨報告される》

### 【議 事】

会長（平尾市長）

本日は報告事項が 3 件、協議案件が 2 件あるので、御審議賜りたい。

なお、米原市いじめ問題対策連絡協議会については、米原市の附属機関の設置および運営に関する基本方針第 8 条第 1 項に基づき、積極的な情報公開の側面から会議は公開にさせて

いただく。ただし、報告案件である「市内小中学校のいじめの現状」については個人情報等が含まれていることから、会議は非公開とさせていただいているので、御理解願いたい。

#### 【報告案件】

- ① 米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例の概要について（事務局説明）
- ② 米原市いじめ問題対策連絡協議会の組織等の概要について（事務局説明）

「米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例」骨子（資料2）を御覧いただきたい。

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行された。同法では、いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務が規定され、地方公共団体は条例に基づき、いじめ問題対策連絡協議会とその他必要な組織を置くことができると定められた。米原市においても、いじめを禁止する法の趣旨に則り、いじめの防止等に関係する機関や団体が連携を図り、いじめの防止のための施策を総合的、効果的に推進できる体制を強化する必要があるため、米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定した。

条例の構成は、第1章から第5章までとなっており、第1章の条例の趣旨では、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、米原市が設置するいじめ問題対策連絡協議会、その他組織に関し必要な事項を定めている。

第2章は、いじめ防止対策推進法に基づき、米原市いじめ問題対策連絡協議会を設置することに伴い必要な事項を定めている。協議会は、市長を会長とし、委員20人以内をもって組織し、いじめの防止などに関わる関係機関の連携や活動を推進するために設置する。また、所掌事務を円滑に推進するため、協議会内には、教育長を委員長とする専門委員会を設置する。

第3章は、米原市いじめ問題調査委員会を設置することに伴い必要な事項を定めている。調査委員会は、市内の小中学校におけるいじめ問題の現状把握、当事者間の調整や必要な調査のほか、重大事態に係る事実関係の調査などを行うため、教育委員会に設置する。

第4章は、米原市いじめ問題再調査委員会を設置することに伴い必要な事項を定めている。米原市いじめ問題再調査委員会は、教育委員会が行う重大事態に係る調査結果について、報告を受けた市長が、必要と認めるときに再調査を行うため、市長部局に設置する。

第5章は、雑則として、この条例に定めるもののほか、協議会、調査委員会、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものである。米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例は、平成26年10月1日から施行している。

次に、米原市いじめ防止等への施策組織図（資料3）をお願いしたい。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月国において、いじめ防止対策推進法第11条に基づき「いじめ防止基本方針」が策定された。平成26年3月には、法12条に基づき、滋賀県いじめ防止基本方針が策定された。今回、法14条第1項に基づき「いじめ問題対策連絡協議会」を設置するもので、会長は市長とし、会長および関係機関および団体の委員20人以内をもって組織する。事務局は人権政策課とし、いじめの防止等に関する施策の推進に関すること、いじめの防止などに関係する機関および団体の連携を図るために必要な事項を所掌事務とする。また、当協議会を円滑に推進するために、米原市いじめ問題専門委員会を置く。

また、米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例第7条に基づき、協議会にいじめ問題専門委員会を設置する。この専門委員会は、教育長を委員長として、関係行政機関等の職員を委員として、米原市いじめ問題対策連絡協議会の所掌事務を円滑に推進するため、学校教育課を事務局として設置する。平成25年11月に第1回会議が開催され、以後随時、開催されている米原市ストップいじめプロジェクト・ワーキングチームが、これに当たる。組織図の右下が米原市いじめ問題調査委員会で、米原市教育委員会に設置し、市立小中学校におけるいじめの問題の現状把握、当事者間の調整や必要な調査、重大事態に係る事実関係の調査等を行う。委員は5人以内をもって組織し、臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的知識を有する者、教育に関し識見を有する者、弁護士、医師、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

次に組織図の右上の米原市いじめ問題再調査委員会は、米原市いじめ問題調査委員会の報告を受け、米原市長が当該報告に係る重大事態への対処または、当該事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、調査結果について再調査を行うもので、委員は5人以内をもって組織し、医療または福祉に関する業務に従事する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が特に必要があると認める者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。再調査委員会は、市長の諮問に応じ、再調査を行うが、再調査を行った場合には、その結果を議会に報告する。

これらの組織は、それぞれの役割を明確にした上で、公平性・中立性の確保しつつ、連携を図っていく。いじめられている児童生徒がいる場合は、その子を囲むように、学校、教育委員会、市長はもとより、警察などの関係機関を含め、互いに報告や相談、支援など丁寧に行い、児童生徒や時には保護者を最後まで守りぬくため、組織の関係性を機能させたいと考えている。いじめのない社会実現を目指し、市全体でいじめの防止や早期解決に取り組んでいく。以上で、説明を終わらせていただく。

《事務局の説明に対し質疑等なし》

#### 【報告案件】

- ③ 米原市立小中学校のいじめの現状について（事務局報告）

《米原市情報公開条例第7条第5号の規定により非公開》

#### 【協議案件】

- ① 米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について（事務局説明）

資料4を御覧いただきたい。米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について、本日11月5日に第1回の会議を開催。この後、11月から12月にかけて、米原市いじめの防止等のための基本方針（案）について、パブリックコメントを実施し、12月にパブコメが終了後、関係課において、再度検討を行う。また、同じ時期に、教育部の中でいじめ問題、実際学校で起きているいじめ問題について、対策を考える組織である専門委員会（略してM-SIP）を月1回行っていく。この組織は、昨年度から教育部局にあったが、今回の条例の設置により、専門委員会として新たに位置付けさせていただいた。26年12月、27年1月、2月、3月と回数を重ねて検討を行っていく。そして平成27年4月には、この後検討いただく米原市の基本方針を市長の決裁をいただき策定という形にもっていきたいと考えている。各学校においては、各学校の基本方針というものを作ってもらっており、法律により各学校で設置義務ということになっていたため、早期に対応してもらっていた。27年4月に市の基本方針ができ、職員の人事異動等もあるため、改めて各学校の基本方針を見直しいただくということをお願いする予定である。27年5月には第2回の連絡協議会をさせていただく。中には交代される委員の方がおられるかもしれないが、その時には平成26年度のいじめの状況を改めて説明させていただく。また、12月から3月までM-SIPを開催しており、M-SIPでの協議内容について、この場で報告をさせていただく予定である。そして、平成27年6月、7月、8月、9月、10月と毎月M-SIPを開催していく。11月には第3回の連絡協議会を開催し、27年度の前半の1学期、2学期のいじめの状況を報告させていただく。そして、第5回から第9回までのM-SIPの協議内容をこの場で御報告させていただく予定をしている。以上で、説明を終わらせていただく。

《事務局の説明に対し質疑等なし》

## 【協議案件】

### ② 米原市いじめの防止等のための基本方針の策定について（事務局説明）

資料5を御覧いただきたい。米原市いじめの防止等のための基本方針（案）【概要】と書いてあるものをめくっていただくと、本文の案がある。本文は7ページまであり、時間の関係で概要版を御覧いただきたい。本方針については、第1章から第4章まで、大きく4つに分かれる。

第1章では、いじめの防止等のための基本的な考え方を示している。まず、いじめの定義については法律に定義されており、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」ということになる。この定義については昨年法律で策定された。もし、子どもが心身の苦痛を感じているものはすべていじめになるという、非常に画期的なもので、我々がいじめではないだろう、お友達関係のトラブルだろうと考えていたものでも、子どもたちが関係ある児童、生徒から、こんな嫌なことを言われたとか、これはいじめであると報告があれば、すべていじめと捉えて対処することになる。続いて、いじめの防止等に対する基本理念を記載している。いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうるものであり、学校外でも起こりうるということ。2つ目は「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童、生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験することがあるということ。3つ目は、被害と加害の二者関係だけではなく、所属集団の構造上の問題、無秩序性や閉塞性などはやし立てる慣習や黙って見守る傍観者の存在にも注意を払う必要があるということ。4つ目は、いじめの行為については厳しく対処することはもちろん、その行為に至った要因や背景も十分にアセスメント(分析)して早期解決および再発防止に努めるということ。策定の目的としては、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すとして記している。

第2章では、いじめの防止等のために米原市が実施する施策を示している。はじめに条例の説明をしている。第2条から7条では本協議会について、第8条から第12条までは、いじめ問題調査委員会について、第13条から16条はいじめ問題再調査委員会について、基本方針で説明をしている。そのほか米原市および米原市教育委員会の取組として以下の6つをあげている。「家庭・学校・地域の連携、○児童生徒への挨拶・見守り活動、○児童生徒が参加・活躍できる環境づくり、○学校評議員・学校評価アンケート」「いじめの早期発見、○相談体制の整備（米原市子ども電話相談、米原市少年センター、米原市子ども家庭相談室等）」「関係機関との連携、○家庭、学校、地域、警察、児童相談所等との連携のための連絡調整、○国・県への必要な措置の要請」「教職員の資質向上・人材の確保、○教職員の研修の充実、いじめを隠さずに迅速な組織体を評価するための小中学校への指導・助言」「啓発活動の推進、○いじめについての広報、啓発活動、○インターネットを通じたいじめについての啓発活動」「いじめに対する措置、○小中学校への必要な措置、必要な措置の指示、○重大事態への調査」。

次に第3章として、小中学校が実施すべき施策を記述している。まず、学校いじめ防止基本方針の策定については、学校のいじめ防止等の理念や取組を学校ごとに基本方針としてまとめたもので、これについては、学校ウェブサイトや学校通信等で保護者や地域に公表するという事になっている。また、保護者や地域の理解や協力を得るための努力を行うということになっている。2つ目に、小中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、これは複数の教職員、スクールカウンセラー等の専門家を入れた組織になる。役割としては、いじめの防止等の取組強化、アンケートの分析、学校のいじめ防止基本方針の見直し等、また、いじめが発生した場合の対策については、この組織において行うということになっている。3つ目の小中学校におけるいじめの防止等に関する取組については、まず、いじめの防止（人権教育や道徳教育、体験活動、受容的な雰囲気と規律を大事にした学級経営、いじめの防止等についての児童生徒による自主的な取組、児童生徒・保護者・教職員への啓発）。2つ目がいじめの早期発見（日常的な児童生徒の観察、保護者との連携による児童生徒の変化の把握、定期的なアンケート調査の実施、教育相談体制の整備）。3つ目はいじめの早期解決（迅速かつ組織的な事実確認・指導、いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒への指導、いじめ

行為に至った背景や要因の分析・支援、他の児童生徒への指導、保護者への説明・助言、必要に応じた警察等の関係機関との連携、組織的な再発防止への取組)である。

最後が第4章で重大事態への対処について記述している。まず、重大事態ということが法律に書かれている。2つの定義があり、まず児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が出た場合で、もう一つは、児童生徒が相当の期間学校を欠席した場合である。報告の流れ、対処の流れについては、小中学校で重大事態の発生があった場合、まず、教育委員会の方に報告が入る。また、教育委員会の方は重大事態の場合には市長に報告を入れることとなる。そして、重大事態の場合は調査を行うが、調査主体の判断を教育委員会で行う。また、学校主体で調査ができると判断した場合には、教育委員会は必要な助言、指導、支援を行い、④の調査となる。小中学校におけるいじめの防止等については、学校の組織において調査を行う。調査主体の判断で、これは教育委員会で調査した方がいいだろうと判断した場合は、いじめ問題調査委員会の方をお願いする。そして調査委員会の方で結果の答申いただき、市長に報告をあげて市長の方で再調査の必要性の判断をいただくこととなる。再調査の必要があると判断された場合は、再調査委員会で結果について再調査を行い、結果の答申をいただき、議会への報告ということになる。以上で、説明を終わらせていただく。

#### 《事務局の説明に対し質疑等なし》

#### 【その他意見】

山本委員：学校が定期的に行うアンケート調査にはどのようなものがあるのか。

また、専門委員会(M-SIP)では、臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなども加わっていただき、いじめに対する対応や子どもたちを取り巻く環境などの背景についても、いろいろアドバイスをいただいている。その辺りの取組内容についても参考になることがあれば事務局の方で説明願いたい。

事務局：アンケート調査については、法律による規定があり、各学校で実施されている。やり方についても、記名アンケート、無記名アンケート、記名・無記名どちらでも構わない、子どもに決めさせるものなど、色々なやり方がある。無記名アンケートであれば安心して書けるため、いじめの実態が把握しやすいが、記名アンケートでは、正直に子どもが書かないということもあり、それぞれにメリット、デメリットがある。

M-SIPについては、スクールソーシャルワーカーという専門家に入っていており、教育に福祉的な視点を入れることとしている。教職員であれば、子どもが何か悪いことをしたらそれを指導するという一面的な見方で教育をやってきた面が多分にあると思われるが、スクールソーシャルワーカーは、子どもの行動の背景などを探り、様々な視点から要因や背景などをみられる。このため、例えば、貧困が背景にないか、発達障がいはないかなどの要因を探り、学校や保護者だけではなく、場合によっては福祉や警察など関係機関とも連携を図り、様々なアドバイスをいただきながら、取組を進めている。

山本教育長(閉会挨拶)

閉会にあたり、一言お礼を申しあげる。自分自身もこれまで教育委員会の中で、子どもたちを取り巻く様々な事象について、学校から報告を受けている。非常に重いという気持ちがある一方で、先生方も非常に疲れておられるという状況も感じていた。そうした中、いじめが学校、教育委員会、家庭だけの問題ではなくて、米原市全体の問題として取り組んでいこうということで連絡協議会の組織が設置されたことは、大変意義深く、ありがたいことであると喜んでいいる。これからも、いろいろな角度から、子どもたちに関わってもらっている、支援していただいている各種団体の皆さんの色々な御意見をいただきながら、米原市の子どもたちが健全に安心安全で育ち、いじめがない米原市を作ってまいりたい。皆さんの御支援御協力をお願い申しあげ、閉会の挨拶とさせていただきます。